

岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

岬町長

岡代 亮

岬町条例第2号

岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（令和2年岬町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同条第2項第1号」を「法第4条第2項第1号」に、「取得の日から」を「取得の日の翌日から起算して」に改める。

附則第2項を削る。

附則第3項中「令和7年3月31日」を「令和12年3月31日」に改め、同項を附則第2項とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。